## 堤根処理センター維持管理情報

## 令和5年11月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

€業物処埋法施仃規則弟四条の五の. 項目	対象	種類	数量	量(t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号后	可燃性混合廃棄物	455. 08	
	2号炉	可燃性混合廃棄物	5, 671. 82	
<b>経棄物処理法施行規則第四条の五の</b>	二第一号	ロ及びホ <sup>※1</sup> に係る項目		
項目	測定の結果が得られた年月日		令和5年11月1日 ~ 令和5年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉	炉出口 炉出口	883 896	800℃以上
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉	集じん器入口 集じん器入口	197 198	おおむね 200℃以下
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉	集じん器入口 集じん器入口	11 9	100ppm以下
<b>逐棄物処理法施行規則第四条の五の</b>	二第一号			
項目	対象	除去	を行った年月日	
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉			
#ガス処理設備にたい積した	1号炉			
	1 / 3 / 9			
ばいじんの除去	2号炉		_	
		測定に係る排ガスを		の結果の
ばいじんの除去	二第一号、			の結果の 1た年月日
ばいじんの除去	二第一号。	測定に係る排ガスを 採取した年月日 -	得られ	1た年月日 -
ばいじんの除去 棄物処理法施行規則第四条の五の	二第一号、	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを	得られ	
ばいじんの除去 棄物処理法施行規則第四条の五の 項目 硫黄酸化物濃度(ppm)	工第一号、 1号炉 2号炉 対象 1号炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置	得らえ 令和5- 測定の結果 —	ルた年月日 - 年12月18日 基準値
ばいじんの除去 棄物処理法施行規則第四条の五の 項目 硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m³N/h)】 ばいじん濃度 (g/m³N)	二第一号、 1号炉 2号炉 対象 1号炉 2号炉 1号炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前	得られ 令和5: 測定の結果 - 【0.050未満】	ルた年月日 - 年12月18日 基準値
ばいじんの除去 棄物処理法施行規則第四条の五の 項目 硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m³N/h)】 ばいじん濃度 (g/m³N) (O <sub>2</sub> 12%換算) 塩化水素濃度 (mg/m³N)	二第一号、 1号炉 2号炉 対象 1号炉 2号炉 1号炉 1号炉 1号炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前 - 煙突前	得らえ 令和5: 測定の結果 - 【0.050未満】 - 0.0010未満	ルた年月日 - 年12月18日 基準値 【13.58㎡N/h 0.08g/m³N
ばいじんの除去 (文字を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	二第一号 1号炉 2号炉 対 号号炉 1号炉 1号炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前	得られ 令和5: 測定の結果 - 【0.050未満】	ルた年月日 - 年12月18日 基準値 【13.58㎡N/h 0.08g/m³N
ばいじんの除去 棄物処理法施行規則第四条の五の 項目 硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m³N/h)】 ばいじん濃度 (g/m³N) (O <sub>2</sub> 12%換算) 塩化水素濃度 (mg/m³N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	二第一号、 1号炉 2号炉 对 号炉炉 2号炉 1号炉 1号炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前	得らえ 令和5 測定の結果 - 【0.050未満】 - 0.0010未満 - 0.60未満 - 49 測定	ルた年月日 - 年12月18日 基準値 【13.58㎡N/h 0.08g/m³N 550mg/m³N
ばいじんの除去	二第一号 1号炉 2号炉 対 号号炉 1号炉 1号炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉炉	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 類定に係る排ガスを	得らえ 令和5 測定の結果 - 【0.050未満】 - 0.0010未満 - 0.60未満 - 49 測定	ルた年月日 - 年12月18日 基準値 【13.58㎡N/h 0.08g/m³N 550mg/m³N 250ppm の結果の
ばいじんの除去 運転物処理法施行規則第四条の五の 項目 硫黄酸化物排出量 (m³N/h) 】 ばいじん濃度 (g/m³N) (O212%換算) 塩化水素濃度 (mg/m³N) (O212%換算) 室素酸化物濃度 (ppm) (O212%換算)	二 第一号 1号号 対 1号号 第 1号号 1号号 1号号 1号号 1号号 1号号 1号号 1号号 1	測定に係る排ガスを 採取した年月日 - 令和5年11月29日 測定に係る排ガスを 採取した位置 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 煙突前 - 類定に係る排ガスを	得らえ 令和5 測定の結果 - 【0.050未満】 - 0.0010未満 - 0.60未満 - 49 測定	ルた年月日 - 年12月18日 基準値 【13.58㎡N/h 0.08g/m³N 550mg/m³N 250ppm の結果の

記入欄の「一」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- 測定の結果については、月の平均値とする。 **※** 2
- ※3 年1回以上の測定とする。